［⑲～㉕　略］

㉖　高速取引行為に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

金融商品取引業として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

［①・②　略］

（26―２）　高速取引行為に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

金融商品取引業として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る電子記録移転有価証券表示権利等の売買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。なお、表示単位未満に端数があるときは、その端数を切り捨てること。

①　有価証券の売買の状況　（単位：千株、百万円）

取引戦略の名称							
取引戦略の類型							
株券	株数	市場内取引	立会取引	（　）	（　）	（　）	（　）
			立会外取引	（　）	（　）	（　）	（　）
		市場外取引	私設取引システム取引	（　）	（　）	（　）	（　）
			その他	（　）	（　）	（　）	（　）
		計		（　）	（　）	（　）	（　）
	金額	市場内取引	立会取引	（　）	（　）	（　）	（　）
			立会外取引	（　）	（　）	（　）	（　）
		市場外取引	私設取引システム取引	（　）	（　）	（　）	（　）
			その他	（　）	（　）	（　）	（　）
		計		（　）	（　）	（　）	（　）

［⑲～㉕　同左］

㉖　高速取引行為に係る業務の状況

金融商品取引業として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

［①・②　同左］

［加える。］